



目 次

訓 令	ページ
高知県教育委員会訓令	
◎高知県スポーツ振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
○告示（令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか、くろまぐろ及びぶり）の一部改正（漁業管理課）（6・2 掲示）	1
○告示（特定水産資源の採捕の停止の命令）の一部改正（ 〃 ）（〃 ）	1
○認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出（中山間地域対策課）	1
○令和8年度2等陸・海・空士の募集期間等（危機管理・防災課）	1
○管理栄養士資格認定講習会及び管理栄養士資格認定講習会の指定（薬務衛生課）	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
○土地改良区の定款変更の認可（ 〃 ）	2

訓 令
教育委員会訓令

高知県訓令第13号
高知県教育委員会訓令第10号

本 庁
各 出 先 機 関
教 育 委 員 会 事 務 局
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県スポーツ振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年6月12日

高知県知事 濱田 省司
高知県教育長 今城 純子

高知県スポーツ振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県スポーツ振興推進本部設置規程（平成29年5月高知県訓令第7号 高知県教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「、産業振興推進部長、商工労働部長」を削る。

附 則

この訓令は、令和8年6月12日から施行する。

告 示

高知県告示第367号の2

令和8年3月高知県告示第195号の3（令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか、くろまぐろ及びぶり））の一部を次のように改正する。

令和8年6月2日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

2中「74.5トン」を「91.9トン」に改め、2の(1)のA中「9.089トン」を「11.212トン」に改め、2の(1)のイ中「2.533トン」を「3.125トン」に改め、2の(1)のウ中「3.949トン」を「4.871トン」に改め、2の(1)のエ中「15.496トン」を「19.115トン」に改め、2の(2)中「5.513トン」を「6.801トン」に改め、2の(3)のA中「8.865トン」を「10.936トン」に改め、2の(3)のイ中「2.160トン」を「2.664トン」に改め、2の(3)のウ中「15.645トン」を「19.299トン」に改め、2の(3)のエ中「11.250トン」を「13.877トン」に改める。

3中「33.3トン」を「41.3トン」に改め、3の(1)のA中「2.854トン」を「3.454トン」に改め、3の(1)のウ中「2.854トン」を「3.454トン」に改め、3の(1)のエ中「5.402トン」を「6.538トン」に改め、3の(2)のA中「0.533トン」を「0.645トン」に改め、3の(2)のイ中「0.570トン」を「0.690トン」に改め、3の(2)のウ中「0.495トン」を「0.599トン」に改め、3の(2)のエ中「0.380トン」を「0.460トン」に改め、3の(3)のA中「16.638トン」を「20.958トン」に改め、3の(3)のイ中「0.092トン」を「0.116トン」に改め、3の(3)のウ中「0.770トン」を「0.970トン」に改め、3の(3)のエ中「2.712トン」を「3.416トン」に改める。

高知県告示第367号の3

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の定置漁業による採捕の数量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により知事管理漁獲可能量の期間別（令和8年4月1日から同年6月30日まで）の数量を変更するので、同法第33条第2項第1号の規定に基づき令和8年5月高知県

告示第325号の2（特定水産資源の採捕の停止の命令）で命じたくろまぐろの定置漁業による採捕の停止の命令の一部を変更するものとし、同告示の一部を次のように改正する。

令和8年6月2日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

本文中「同年6月30日までの」を「同年6月2日までの」に改める。

高知県告示第393号

平成28年6月高知県告示第350号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示し、令和7年5月高知県告示第377号（認定鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新）で有効期間の更新をした認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第3項の規定による変更の届出があったので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和8年6月12日

高知県知事 濱田 省司

- 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
土佐の里山グループ合同会社
- 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
安芸郡北川村弘瀬127番地
- 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
弘田 純清
- 変更事項
法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項のうち、捕獲従事者に係る変更であって、捕獲従事者の追加又は捕獲従事者の狩猟免許の種類に係るもの以外
- 変更年月日
令和8年5月19日

高知県告示第394号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、2等陸・海・空士（任期制自衛官）の募集期間等を次のとおり告示する。

令和8年6月12日

高知県知事 濱田 省司

- 募集期間等
(1) 募集期間
随時（最終期限は、令和8年7月15日（水））
(2) 試験種目、試験期日及び試験会場等

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 適性検査	令和8年7月18日 (土) から同月20	受験者が保有する端末からインターネット回線を利用する

	日(月)までの間のいずれか1日 (筆記試験及び適性検査は、同日内とすること。)	方法により実施する。
口述試験 身体検査	令和8年7月26日 (日)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

(3) 採用時期

令和8年8月、9月及び11月並びに令和9年3月及び4月採用予定

2 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/pcg/kochi>

高知県告示第395号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会及び美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会(以下「講習会」と総称する。)の指定を令和8年6月12日付で次のとおり行った。

令和8年6月12日

高知県知事 濱田 省司

1 講習会の主催者

東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号 JMFビル笹塚01(8階)

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

2 講習会の実施期間及び実施場所

令和8年11月30日(月)から同年12月14日(月)まで
高知市本町五丁目3番20号 高知共済会館 COMMUNITY SQUARE

3 講習会の講習科目及び講習時間数

- (1) 公衆衛生 4時間
- (2) 理容所の衛生管理又は美容所の衛生管理 14時間

4 講習会の受講料

2万円

5 講習会の受講の申込先及び問い合わせ先

愛媛県松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定によ

り、安芸市伊尾木土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の届出があった。

令和8年6月12日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏名 住所

(退任)

理事 黒岩 榮之 安芸市伊尾木772番地22

〃 濱田 隆弘 〃 〃 133番地

監事 有澤 初彦 〃 〃 773番地1

(就任)

理事 乾 誠美 安芸市伊尾木1007番地

監事 小松 幸延 〃 〃 306番地5

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、物部堰井筋土地改良区の定款の変更を令和8年5月28日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年6月12日

高知県知事 濱田 省司